

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年11月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第73号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(公募の例外)</p> <p>第4条 知事は、次に掲げる事由のいずれかに該当する者については、公募を行わず、県営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）<u>第3条第4項若しくは第5項</u>の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第7条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第10条の規定による命令を受けている者から暴力を受けた被害者（配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者をいう。）、配偶者暴力防止法<u>第3条第3項第3号</u>の規定による一時保護を受けている者（一時保護を受けた者を含む。）及び配偶者からの暴力を理由に婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設をいう。）又は母子生活支援施設（児童福祉法（昭和22年法</p>	<p>(公募の例外)</p> <p>第4条 知事は、次に掲げる事由のいずれかに該当する者については、公募を行わず、県営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）<u>第3条第3項若しくは第4項</u>の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第7条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第10条の規定による命令を受けている者から暴力を受けた被害者（配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者をいう。）、配偶者暴力防止法<u>第3条第2項第3号</u>の規定による一時保護を受けている者（一時保護を受けた者を含む。）及び配偶者からの暴力を理由に婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設をいう。）又は母子生活支援施設（児童福祉法（昭和22年法</p>

律第164号) 第38条に規定する母子生活支援施設をいう。) に入所している者 (当該施設に入所していた者を含む。)

律第164号) 第38条に規定する母子生活支援施設をいう。) に入所している者 (当該施設に入所していた者を含む。)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。